第百八条第八項中「保安基準第22条の３第４項」を「保安基準第22条の３第５項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第七項の次に次の四項を加える。

8　座席ベルトの取付装置の強度、取付位置等に関し、保安基準第22条の３第４項において準用する同条第２項の告示で定める基準は、第５項第２号に掲げる基準とする。

9　次に掲げる座席ベルトの取付装置であって損傷のないものは、前項に定める基準に適合するものとする。

一　指定自動車等に備えられた座席ベルトの取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席ベルトの取付装置

二　法第75条の２第１項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている座席ベルトの取付装置又はこれに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置

三　法第75条の３第１項の規定に基づく装置の指定を受けた座席ベルトの取付装置又はこれに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置

10　座席ベルトの構造、操作性能等に関し、保安基準第22条の３第４項の規定において準用する同条第３項の告示で定める基準は、第７項第１号から第５号までに定める基準とする。

11　次に掲げる座席ベルトであって装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、前項に定める基準に適合するものとする。

一　指定自動車等に備えられた座席ベルトと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席ベルト

二　法第75条の２第１項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている座席ベルト又はこれに準ずる性能を有する座席ベルト

三　法第75条の３第１項の規定に基づく装置の指定を受けた座席ベルト又はこれに準ずる性能を有する座席ベルト

第百八十四条第二項第一号イ中「（容易に折り畳むことができる座席で通路、荷台その他専ら座席の用に供する床面以外の床面に設けられる１人用のものをいう。以下同じ。）」を削る。

第百八十六条第一項中「各号に定める」を「いずれかに掲げる」に改め、同項に次の一号を加える。

三　補助座席のうち通路に設けられるものであること。

第百八十六条第五項各号列記以外の部分中「前項各号の」を「前項に定める」に改め、同条第七項を次のように改める。

7　次に掲げる座席ベルトであって装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、前項に定める基準に適合するものとする。

一　指定自動車等に備えられた座席ベルトと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席ベルト

二　法第75条の２第１項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている座席ベルト又はこれに準ずる性能を有する座席ベルト

三　法第75条の３第１項の規定に基づく装置の指定を受けた座席ベルト又はこれに準ずる性能を有する座席ベルト

第百八十六条第八項中「保安基準第22条の３第４項」を「保安基準第22条の３第５項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第七項の次に次の四項を加える。

8　座席ベルトの取付装置の強度、取付位置等に関し、保安基準第22条の３第４項において準用する同条第２項の告示で定める基準は、第４項に掲げる基準とする。

9　次に掲げる座席ベルトの取付装置であって損傷のないものは、前項に定める基準に適合するものとする。

一　指定自動車等に備えられた座席ベルトの取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席ベルトの取付装置

二　法第75条の２第１項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている座席ベルトの取付装置又はこれに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置

三　法第75条の３第１項の規定に基づく装置の指定を受けた座席ベルトの取付装置又はこれに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置

10　座席ベルトの構造、操作性能等に関し、保安基準第22条の３第４項の規定において準用する同条第３項の告示で定める基準は、第６項に掲げる基準とする。

11　次に掲げる座席ベルトであって装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、前項に定める基準に適合するものとする。

一　指定自動車等に備えられた座席ベルトと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席ベルト

二　法第75条の２第１項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている座席ベルト又はこれに準ずる性能を有する座席ベルト

三　法第75条の３第１項の規定に基づく装置の指定を受けた座席ベルト又はこれに準ずる性能を有する座席ベルト

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第千三百三十五号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第五十八条の規定に基づき、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年十一月十五日　　国土交通大臣　石井　啓一

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号）の一部を次のように改正する。

第二十条第八項及び第九項中「保安基準第二十二条の三第四項」を「保安基準第二十二条の三第五項」に、「細目告示第三十条第六項」を「細目告示第三十条第十項」に改め、同条第十項中「保安基準第二十二条の三第四項」を「保安基準第二十二条の三第五項」に、「細目告示第百八条第八項第二号」を「細目告示第百八条第十二項第二号」に、「第百八十六条第八項第二号」を「第百八十六条第十二項第二号」に改め、同条第十三項中「については、細目告示第三十条第二項から第四項まで及び第六項」を「については、細目告示第三十条第一項から第四項まで及び第十項」に改め、同条第十四項中「については、細目告示第三十条第一項、第四項まで及び第六項」を「については、細目告示第三十条第一項、第四項まで及び第十項」に改め、同条第十四項の次に次の六項を加える。

15　平成三十三年十一月十四日（車両総重量十二トンを超える専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員十人以上のものにあっては平成三十年十一月十四日）以前に製作された自動車（平成三十一年十一月十五日（車両総重量十二トンを超える専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員十人以上のものにあっては平成二十九年十一月十五日）以降に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）又は平成三十三年十一月十四日（車両総重量十二トンを超える専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員十人以上のものにあっては平成三十年十一月十四日）以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査若しくは予備検査を受けようとし、若しくは受けたものについては、保安基準第二十二条の三第一項並びに細目告示第三十条第一項及び第三項から第五項まで、第百八条第一項、第五項及び第七項及び第百八十六条第一項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（平成二十八年国土交通省令第七十八号）による改正前の保安基準第二十二条の三第一項の規定並びに道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十八年国土交通省告示第千三百三十四号）による改正前の細目告示第三十条第一項及び第三項から第五項まで、第百八条第一項、第五項及び第七項並びに第百八十六条第一項に適合するものであればよい。